市川市放課後保育クラブ　入所のご案内

放課後保育クラブについて

放課後保育クラブとは

市川市放課後保育クラブは、労働等で保護者が放課後家庭にいない小学生の健全な育成を目的として、市川市が各小学校等に設置し、指定管理者制度により「社会福祉法人　市川市社会福祉協議会」が運営しています。

開所時間

授業のある日（月曜日から金曜日）　下校時　～　18 時 30 分
授業のない日（土曜日・夏休み等）　8 時 00 分　～　18 時 30 分
※就労形態等により必要と認められる場合は、19 時 00 分まで延長してお預かりします。

休所日

1　日曜日　2　祝日　3　年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
※その他にも災害発生時等休所となることがあります。

入所について

入所の要件

1　市内に在住または市川市立小学校に在学している小学 1～6 年生が対象です。
（特別支援学校の小学部、義務教育学校の前期課程を含む）
2　保護者及び同居者が以下の要件を満たす必要があります。

事　由	要　件
就労	就労日数が月 15 日(週 4 日)以上で、帰宅が 15 時以降となること
出産・疾病・障がい・通学・介護等	放課後、保育ができないこと

入所期間

入所期間は年度内です。継続して入所する場合も年度ごとに申請してください。
出産要件での入所期間は、産前 6 週、産後 8 週間です。（双子以上の場合は産前 14 週から）
育児休業を取得する場合は、退所となります。

入所の制限

次のいずれかに該当するときは、入所を承認しない場合があります。
1　入所希望者が心身に著しい障がいを有し、放課後保育クラブでお預かりできないとき
2　入所希望者が感染症の疾病を有するとき
3　放課後保育クラブの管理運営上支障があるとき
※入所希望者が定員を超えた場合は待機となります。
※入所希望者が多数の場合は、低い学年の児童と心身に障がいのある児童から入所となります。

入所承認の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、入所の承認を取り消しまたは一時停止することがあります。
1　入所要件を満たさなくなったとき
2　不正な手段で入所の承認を受けたとき
3　正当な理由がなく保育料を納付しないとき
4　放課後保育クラブの管理運営上支障があるとき

入所申請について

入所申請受付期間

1　新年度の入所

前年度の１１月頃に受付します。詳細は、年度ごとに市広報と市公式 Web でお知らせしています。

2　年度途中の入所

月ごとに毎月受付します。毎月 15 日締切（郵送の場合は必着）で、翌月 1 日入所です。

入所申請の方法

Web による申し込みまたは、以下（１）～（３）の書類を青少年育成課まで提出してください。

Web による申し込みについては「オンライン入所申請マニュアル」をご確認ください。

※書類での申請を行う場合は、感染症拡大防止のため郵送での申請をお願いします。

（不明点がある場合は、必ず事前にお問合せください。）

※書類に不備がある場合や入所要件に欠ける場合は申請をお受けできません。

【提出書類】（＊入所申請書類は市公式 Web からダウンロードできます。）

（１）放課後保育クラブ入所承認申請書（児童 1 人につき 1 枚）

（２）保護者及び同居者の入所要件を満たすことを証明する書類（①または②）

①就労証明書

就労の要件で入所申請する場合は、青少年育成課様式の就労証明書を提出してください。（シフト制の場合はシフト表を添付してください。）自営業又は自営専従者の方は、事業主名で就労証明書を記入し、開業届等の事業の状況がわかる書類の添付をお願いします。

②申出書

就労以外の要件で入所申請する場合は、下記の添付書類と一緒に申出書を提出してください。

要件	添付書類
出産	母子手帳のコピー（出産予定日がわかる部分）
疾病	保育ができない旨の診断書（コピー可）
障がい	障害者手帳のコピー（療育手帳等も含む）
通学	学生証明書または在学証明書、通学期間・授業時間・授業日数がわかる書類（コピー可）
介護	介護保険証または障害者手帳のコピー、被介護者・看護者の診断書（コピー可）

※上記①②の書類は保護者（両親）及び同居の祖父母（65 歳未満の方）全員分が必要です。

（３）児童の健康調査

＜入所申請書類の配布場所＞

◆市役所第 2 庁舎 4 階 青少年育成課　◆市役所第 1 庁舎 2 階 こども家庭支援課　◆大柏出張所

◆行徳支所 2 階 子育てナビ行徳　◆市川駅行政サービスセンター

※市公式 Web からもダウンロードできます

申請から入所までの流れ

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの場合は、
体験入所及び審査会を行う場合があります。

入所してから

変更があったときは

入所後、申請事項（連絡先、家族構成、就労内容等）に変更が生じた場合は、「市川市放課後保育クラブ入所承認申請事項変更届」を通っている放課後保育クラブに提出してください。

※転職した場合は、転職先の就労証明書を一緒に提出してください。

※放課後保育クラブ保育料の減額・免除制度を利用している方で、同居者が増えた場合は、その同居者の課税・非課税証明書を提出してください。

退所するときは

放課後保育クラブを退所する場合は、放課後保育クラブに申し出て、退所する月の 15 日までに「市川市放課後保育クラブ退所届」を提出してください。

保護者負担について

保育料　月額 8,000 円（同一世帯で 2 人以上利用する場合は、2 人目からは 4,000 円）

※保育料の支払いは口座振替の利用をお願いしています。

※保育クラブを 1 日も利用しなかった場合も、保育料をひと月分お支払いいただきます。

おやつ代　月額 2,000 円

※月途中で退所した場合でも、保育料とおやつ代はひと月分お支払いただきます。

保育料の減額・免除

市川市では、放課後保育クラブ保育料の減免制度を設けています。

1　対象となる世帯及び減額・免除となる金額

対象世帯	減免率	減免後の保育料
生活保護世帯	免除	0 円
市区町村民税が非課税世帯	免除	0 円
市区町村民税が均等割額のみの世帯	75%	2,000 円
市区町村民税の所得割額が 10,000 円未満の世帯	50%	4,000 円
市区町村民税の所得割額が 10,000 円以上 20,000 円未満の世帯	25%	6,000 円

※生活保護世帯及び市区町村民税が非課税世帯については、おやつ代も免除になります。

※1 月 1 日に政令市に住民票があった場合、市民税の計算方法が異なります。青少年育成課までご連絡ください。

2　申請方法

入所承認後、必要書類を提出してください。毎月 20 日締切（郵送の場合は必着）で、提出した月から対象となります。

【提出書類】

（1）　市川市放課後保育クラブ保育料減免申請書（1 世帯で 1 枚の提出）

（2）　添付書類

対象世帯	添付書類
生活保護世帯	保護受給証明書
それ以外の世帯	課税・非課税証明書（世帯全員分）、住民票（家族全員記載のもの）

※市川市放課後保育クラブ保育料減免申請書は青少年育成課・各放課後保育クラブで配布しています。また市公式 Web からダウンロードできます。

放課後保育クラブ一覧

令和３年４月１日現在

No	放課後保育クラブの所在		定員
1	市川小学校	市川 2-32-5	176 人
2	真間小学校	真間 4-1-1	168 人
3	中山小学校	中山 1-1-5	166 人
4	八幡小学校	八幡 3-24-1	132 人
5	国分小学校	東国分 2-4-1	42 人
6	大柏小学校	大野町 2-1877	146 人
7	宮田小学校	新田 4-8-15	86 人
8	冨貴島小学校	八幡 6-10-11	142 人
9	若宮小学校	若宮 3-54-10	124 人
10	国府台小学校	国府台 5-25-4	141 人
11	平田小学校	平田 3-28-1	152 人
12	鬼高小学校	鬼高 2-13-5	204 人
13	菅野小学校	菅野 6-14-1	143 人
14	行徳小学校	富浜 1-1-40	174 人
15	信篤小学校	原木 2-16-1	174 人
16	南行徳小学校	欠真間 1-6-38	142 人
17	鶴指小学校	大和田 4-11-1	133 人
18	宮久保小学校	宮久保 5-7-1	176 人
19	二俣小学校	二俣 678	40 人
20	中国分小学校	中国分 1-22-1	129 人
21	曽谷小学校	曽谷 7-18-1	117 人
22	大町小学校	大町 84-10	40 人
23	北方小学校	北方町 4-1356-1	60 人
24	新浜小学校	行徳駅前 4-5-1	164 人

No	放課後保育クラブの所在		定員
25	百合台小学校	曽谷 6-10-1	120 人
26	富美浜小学校	南行徳 2-3-1	174 人
27	柏井小学校	柏井町 1-1149-1	123 人
28	大洲小学校	大洲 4-18-1	120 人
29	幸小学校	幸 1-11-1	160 人
30	新井小学校	新井 1-18-13	216 人
31	南新浜小学校	新浜 1-26-1	160 人
32	大野小学校	南大野 1-42-1	142 人
33	塩焼小学校	塩焼 5-9-8	192 人
34	稲越小学校	稲越 3-21-8	42 人
35	塩浜学園	塩浜 4-5-1	40 人
36	大和田小学校	大和田 1-2-6	166 人
37	福栄小学校	南行徳 2-2-1	80 人
38	妙典小学校	妙典 2-14-2	84 人
39	稲荷木 (こども発達ｾﾝﾀｰ分館内)	稲荷木 1-14-1	108 人
40	妙典(プレハブ)	妙典 2-11-13	84 人
41	アクス本八幡	八幡 3-4-1	94 人
42	幸公民館	幸 1-16-18	40 人
43	南行徳公民館	相之川 1-3-7	41 人
44	本行徳公民館	本行徳 12-8	20 人
45	行徳地域ふれあい館	富浜 2-5-19	30 人
46	香取地域ふれあい館	香取 2-19-1	32 人
47	富美浜地域ふれあい館	欠真間 2-31-5	48 人

※No.44 本行徳公民館は休室中です。

市川市教育委員会　生涯学習部　青少年育成課
〒272-8501　市川市南八幡 2-20-2
TEL　047-383-9419　FAX　047-383-9405